

「重要事項説明書」

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

この「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など、特に注意していただきたい事項(注意喚起情報)等を記載しております。記載事項はすべてお申込み前にご理解いただきたい大切な情報ですので、必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款並びに特約をご参照ください。

商品の仕組み

この保険契約は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の、勤務中の賠償事故、利用者さん等とのトラブル解決費用の補償、飛沫・曝露等による感染事故の検査費用の補償、及び24時間の感染症罹患への各種保険金・見舞金補償で構成されており、保険種類と付帯されている特約は下表の通りです。

保険種類	特約
職業賠償責任保険	医療・福祉専門職特約、SNS等トラブル解決費用特約
感染症保険	感染症検査費用特約

補償の内容及び主な特約

各保険種類及び特約ごとの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」については、下表の通りです。内容をご確認ください。

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
	医療・福祉専門職または医療・福祉専門職を補佐する業務に従事する個人である被保険者の、医療・福祉関連分野の勤務先における業務上の過失（医療・福祉専門職による専門業務遂行においては勤務先以外での過失を含む）に起因して、以下の事由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に限ります。 (1)他人の身体の障害を発生させること (2)他人の財物の損壊を発生させること (3)受託物を損壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4)被保険者の業務遂行に関連する不当行為*により、他人の人格権を侵害*した (5)他人の個人情報を漏えいすること (6)その他、他人に経済的損失を与えること *1 不当行為とは、次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 *2 人格権侵害とは、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 (注)保険金の支払は、上記各号の事由が保険期間中に発見された場合に限るものとします。なお、発見は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	(1)契約者または被保険者の故意 (2)他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3)戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4)地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (6)最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 (7)事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 (8)名誉毀損または秘密の漏洩 (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (10)被保険者または被保険者の使用人、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (11)被保険者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (12)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (13)原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (14)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 (15)給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (16)建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (17)受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (18)受託物の使用不能に起因する事故 (19)核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物等の有害な特性の作用等に起因する事故 (20)自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (21)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 (22)美容を唯一の目的とする業務に起因する損害 (23)クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことに起因する損害 *「保険金をお支払いする場合」の(4)および(5)の事由に関しては、「保険金をお支払いできない場合」の(8)の規定を適用しません。
職業賠償責任保険 医療・福祉専門職特約	<保険金支払いの対象となる損害の範囲> (1)法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。） (2)争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や交渉等において、被保険者が当社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含みます。） (3)損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続きを行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要または有益な費用 (4)緊急措置費用 上記(3)の規程に基づき、被保険者が必要な手続きを行いまたは手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用 (5)協力費用 当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用 (6)初期対応費用 被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用及び弁護士相談費用	

★マークのご説明★

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

契約概要

契約概要

注意喚起情報

保険種類・特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合
SNS等トラブル解決費用特約	保険期間中かつ被保険者の業務の遂行に関連して発生した、SNS等による以下のトラブルの解決について、解決対応費用が発生した場合。ただし、被保険者とトラブルの相手が既知の関係であった場合または当該業務以外において関係していた場合を除きます。 (1)被保険者が被保険者の過失により業務の関係者の肖像等の個人情報を流出させたことによるトラブル (2)被保険者が業務の関係者により肖像等の個人情報を流出されたことによるトラブル (3)被保険者が業務の関係者または業務の関係者から情報を得た第三者によるストーカー行為の被害者となるトラブル <保険金支払いの対象となる損害の範囲> 上記(1)のトラブル 被保険者が負担するトラブル解決のための解決金等社会通念上妥当と認められる解決対応費用 上記(2)のトラブル ア. 弁護士等の相談費用 イ. 流出された情報の削除等のための費用のうち、被保険者が自己負担した費用 上記(3)のトラブル 弁護士等の相談費用	(1)契約者または被保険者の故意
感染症保険	被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病（注）し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合。 お支払いする保険金：死亡保険金（100万円） 被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病（注）し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 お支払いする保険金：入院見舞金（日数に応じて1～10万円） 被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病（注）し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合。 お支払いする保険金：通院・自宅待機見舞金（日数に応じて1～10万円） （注）「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われると医師が判断した場合を含むものとします。 なお、お支払いの対象となる感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行令及び同施行規則に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」、並びにその他会社が認める感染症（疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）とします。	(1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。 (2)契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。 (3)テロ行為により感染症を発病したとき。（その感染症が「保険金等をお支払いする場合」に記載された感染症であったとしても免責とします。） ※この保険の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に発病した場合は不担保とします。 ※保険期間中、一被保険者について入院見舞金および通院・自宅待機見舞金の支払額の合計額が80万円に達した場合、超過する金額は支払いません。 ※同一の感染症を保険期間中に2度以上発病した場合、2度目以降は不担保とします。 ※同時に2種類の感染症を発病した場合、見舞金の支払は重複しては行いません。
感染症検査費用特約	被保険者が国内で、責任開始日以降に業務に起因して生じた次のいずれかの事故により感染症罹患の疑いが生じ、保険期間中に医療施設において検査を行った場合。なお、空気感染は対象外とします。 (1)感染者に使用した針への接触 (2)感染者の嘔吐物、血液等の飛まつによる曝露、およびその他事故によるこれらへの接触	この特約の責任開始日は、初年度契約の契約日からその日を含めて10日を経過した日の午前0時とします。従って、責任開始日前に受けた検査は不担保とします。

保険期間及び継続

保険期間は1年間とし、契約日または自動継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、契約初年度のみ、当社の定めるところにより、任意の日時までとすることができま

す。保険期間の満了に際しては、継続のご案内を送付します。当社またはご契約者様から、特段の申し出がない場合には、継続のご案内に記載したとおり、保険契約を自動継続させていただきます。ただし、継続契約に対する保険料をお支払いいただけなかった場合は、自動継続は取消しとします。

責任開始時期

【職業賠償責任保険医療・福祉専門職特約・SNS等トラブル解決費用特約】

保険契約申込書に定めた保険始期日の時刻から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度目以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します。

【感染症保険・感染症検査費用特約】

初年度契約においては、保険契約申込書に定めた保険始期日から始期日を含む10日間是不担保とし（免責期間）、10日を経過した日の午前0時から当社の責任を開始し、保険終期日の午後4時に終了いたします。2年度以降の自動継続契約においては、自動継続日の午後4時から責任を開始し、保険終期日の午後4時に責任を終了します（2年度目以降の契約においては免責期間はありません）。

契約概要

注意喚起情報

■引受条件

契約概要

注意喚起情報

この保険は、福祉専門職（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員）の方個人でご契約いただくか、介護保険施設等をご契約者とし、同施設に勤務する福祉専門職を被保険者としてご契約いただく保険です。なお、保険金額および保険料はパンフレットP2及びP8をご覧ください。

当社は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が一被保険者合計で1,000万円を超えない範囲（注）内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）を行います。

（注）1契約者当たりの上限は、保険区分毎に定められた1被保険者当たりの上限の100倍です。

■保険料と払い込み方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、パンフレットまたは保険契約申込書に記載されており、一時払いのみお取り扱いいたします。

ご契約者様には、口座振替または銀行振込により保険料を払い込みいただきます。（個人契約の場合は、口座振替のみお取り扱いいたします）当社が指定する期日に保険料を払い込みいただけなかった場合で、払い込み猶予期間内にも保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は始期日に遡って失効となりますのでご注意ください。

■契約内容の見直しについて

注意喚起情報

- ①当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金等の額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金等の額を変更します。
- ②当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- ③保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、当社の収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額し若しくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、原則として変更日の2か月前までに契約者に通知します。

■配当金

契約概要

この保険契約には契約者配当金はありません。

■解約

契約概要

この保険契約は、いつでも将来に向かって解約することができます。この保険契約を解約した場合は、以下の算出式に基づいて計算した未経過期間の保険料（未経過保険料）を返還いたします。

未経過保険料＝一時払保険料^{（注）}×未経過期間÷12（円未満切り捨て）

*未経過期間は、解約日または消滅日から満了日までの月数とします。（月未満の端数日は切り捨てます。）
（注）一時払保険料とは、保険期間1年の保険契約の一時払保険料相当額をいいます。

■クーリング・オフ

注意喚起情報

この保険契約は、契約期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではありません。

■告知義務および通知義務の内容

注意喚起情報

告知義務とはご契約の際に、危険に関する重要な事項（告知事項）などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき（以下、「告知義務違反」といいます。）は、当社は保険契約を解除することができるものとします。

通知義務とはご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容（通知事項）を当社または代理店に通知いただく義務のことをいいます。

この保険契約における告知事項・通知事項は以下の通りです。

保険種類	告知事項	通知事項
職業賠償責任保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の職業・勤務先	被保険者の職業・勤務先
感染症保険	被保険者の氏名・住所 被保険者の専門資格名・職業・勤務先	被保険者の専門資格名・職業・勤務先

■保険契約者保護機構について

注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象ではなく、また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

■ご意見・苦情等のご連絡先

注意喚起情報

保険の内容等に関するご意見・苦情等については、以下のフリーアクセスで承ります。

メディカル少額短期保険（株）0120-900-358 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休日を除く）

■指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」について

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階
TEL 0120-82-1144
受付時間：月曜日から金曜日の9:00～12:00および13:00～17:00（祝日および年末年始休業期間を除く）

■補償重複に関する事項

注意喚起情報

- 補償内容が同様の他の保険契約等を被保険者またはそのご家族が締結されているときは、補償が重複して保険料が無駄になることがありますので、補償内容や保険金額等を確認して補償の要否をご判断のうえご契約ください。なお、賠償責任保険では、重複があった場合は、以下のようにお支払いいたします。
- ①職業賠償責任保険（医療・福祉専門職特約・SNS等トラブル解決費用特約）の保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。
 - ②他の保険契約等によりこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または支払われた場合は、当社は、約款に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

■個人情報の取り扱いに関するご案内

注意喚起情報

保険契約者である企業または団体は、メディカル少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）に本契約に関する個人情報を提供いたします。当社は、本契約に関する個人情報を下記の目的の範囲内で利用する他、①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的を限定しております。

- 保険契約のお引受・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 当社並びに代理店の営業等に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
 - ②保険金支払い、契約の維持・管理、等の判断をするうえでの参考とするために、（一社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共同して利用すること（支払時情報交換制度）
 - ③当社と当社のグループ会社または当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
 - ④契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、**メディカル少額短期保険株式会社のホームページ**
（<http://www.medical-ssi.co.jp/>）をご参照ください。

■**支払時情報交換制度**

当社は、（一社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（一社）日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。